

24 日山協発第 169 号
平成 25 年 3 月 27 日

各都道府県山岳連盟（協会）御中

社団法人日本山岳協会
会 長 神 崎 忠 男
(公印省略)

名称変更のお知らせ（通知）

時下、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、本協会は平成 25 年 3 月 21 日付で内閣府より公益社団法人の認定書（別紙）が交付されました。

これを受けて本協会は平成 25 年 4 月 1 日付で「公益社団法人日本山岳協会」として設立登記致します。

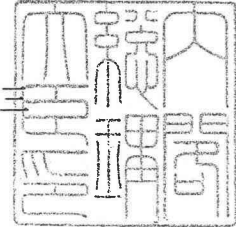
従って、本年 4 月 1 日以降は、新名称を使用されるよう通知いたします。



府 益 担 第 2 7 9 8 号
平成 2 5 年 3 月 2 1 日

社団法人日本山岳協会
代表者 神崎 忠男 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



認 定 書

平成 2 4 年 8 月 1 4 日 付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 4 4 条の規定に基づき、別紙のとりの公益社団法人として認定する。

1. 法人コード：A020290
2. 法人の名称：社団法人日本山岳協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本山岳協会
4. 代表者の氏名：神崎 忠男
5. 主たる事務所の所在場所
東京都渋谷区神南一丁目1番1号
6. 公益目的事業
 - (1) 当該事業は、わが国における登山界の統轄に関する事業を行い、これを代表する団体として、安全登山を第一に山の環境と文化に配慮した登山及び山岳スポーツの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする事業である。
7. 収益事業等
該当なし
8. 旧主務官庁の名称：文部科学省